

学校教育法に基づく認証評価の受審について

令和元年11月19日

宮 城 大 学

1 概 要

学校教育法において、大学は7年以内ごとに認証評価機関による評価（認証評価）を受けることが義務付けられているところ、本学では、地方独立行政法人法に基づく中期目標・中期計画による評価（法人評価）のサイクルに合わせ、6年ごとに実施することとしており、今回、平成19年度及び平成25年度に続き3回目となる認証評価を受審し、認証評価機関が行う書面評価及び実地調査等に適切に対応することで、大学基準に適合している旨の認定獲得を目指すもの。

2 今回受審する認証評価機関

公益財団法人大学基準協会（本学の過去2回の認証評価も担当）

3 書面評価

認証評価の受審に当たって、受審の前年度に行うこととされている全学的な自己点検・評価を平成30年度に実施し、その結果を「自己点検・評価報告書」としてとりまとめ、根拠資料等を添えて、平成31年4月24日に大学基準協会へ提出した。

その後、大学基準協会において、同報告書等に基づく書面評価が実施され、実地調査の概ね5週間前となる令和元年8月23日に「大学評価結果（分科会案）」や質問事項等が大学に示された。

これに対し、本学において、質問事項への回答や分科会案への見解、追加の根拠資料等を取りまとめ、実地調査10日前となる同年9月18日に大学基準協会へ提出した。

4 実地調査

書面評価の状況等を踏まえ、評価の正確性や妥当性を確保するために必要な情報を収集することを目的に、令和元年9月28日及び29日の2日間にわたって実地調査が実施され、大学基準協会の評価委員5人が来学し、本学役員等との全体面談、各センターや委員会に所属する教職員との個別面談、施設見学（ラーニングコモンズ）、学生インタビュー等が行われた。

5 今後のスケジュール

令和元年12月 大学基準協会から「大学評価結果（委員会案）」を受領

令和2年 1月 委員会案への意見申立を大学基準協会へ提出（任意）

3月 大学基準協会から「大学評価結果」を受領

4月 本学ホームページで「大学評価結果」及び評価資料を公表
＜評価結果が「保留」又は「不適合」と認定された場合＞

5月 「大学評価結果」への異議申立を大学基準協会へ提出（任意）

その後、必要に応じて再評価又は追評価を実施

＜評価結果が「適合」と認定された場合＞

5年 7月 「大学評価結果」で提言された「是正勧告」及び「改善課題」に対する本学での改善状況を「改善報告書」としてとりまとめ大学基準協会へ提出

【参考：関係法令】

●学校教育法（抜粋）

第百九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

- ② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であって、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。
- ③ 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。
- ④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。）に従って行うものとする。

●学校教育法施行令

（認証評価の期間）

第四十条 法第百九条第二項（法第百二十三条において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は七年以内、法第百九条第三項の政令で定める期間は五年以内とする。